

□ 発行/新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集/総務課 □ 毎月10日・25日発行

新年のあいさつ



町長
渡辺 高司

明けましておめでとうござい
ます。昭和五十三年の新春を迎え、
町民各位のご健康を心からお祝
い申し上げます。

昨年はかつて経験したことのない
構造的不況の波を被りながら
厳しい経済情勢の中で自治体も少
なからぬ影響を受け推移してきま
した。幸いわが西川町は、町民の
融和と連帯を基に福祉の充実と教
育施設の整備を積極的に推進する
ことが出来ましたことは、偏えに
一万九百町民の深いご理解と協
力の賜ものでありまして、厚く感
謝申し上げます。

新しく迎えた本年こそは経済不
況から脱して、輝やかしい年であ
ることを祈っておりますが、依然
としてその情勢は厳しいものがあ
ります。

国際経済環境の中で円高基調は
当分続き、商工業の受ける多分の
影響は免かれず、又、上越新幹線
・関越高速道の開通に伴って生
ずる地域経済のパターンの変化に
対応する、的確な商略の樹立が必
要となつてまいりましょう。

農業においては、余剰米五〇〇
万もに対する第二次生産調整は水
田利用再編対策として重くのしか
かつてまいりました。古来米造り
を使命として生きてきた農家にと
つて、又、米作農業が基本産業で
あるわが町にとってまことに痛恨
に堪えません。国民の食生活の
変化と消費者意識の多様化によつ
て生じてきた現実の厳しさを直視
して、これに対応してゆかねばな
りません。「一年の計は元旦にあ
り」といいます。又「天は自から

たすくる者を扶く」という格言が
あります。今こそこの名言の真理
を味わって、事を計るべきときで
ありましょう。

扱て、私は就任して二年目を迎
え、本年は更に積極的に町政に取
組む決意を新たにしております。

浄水場は既に給水を開始し、待
望の福祉会館は鋭意建設工事中で
あり、升潟小学校の改築事業は校
舎の建築工事も予定のとおり進ん
でおり、引続いて屋内体育館の建
設に着手いたします。更に学校給
食共同調理場の建設に着手すると
共に、教育施設の整備を重点事業
として、老朽化の甚だしい菅根小
学校及鐘郷小学校改築の早期実現
に努力を傾活する所存であります。
自治体運営も多難なときであり
ますが財政の秩序と健全を計りな
がら福祉の充実、道路整備、環境
の整備に努めると共に、社会体育
施設の計画樹立に入る考えであり
ます。

町職員も又、内に信と和をもつ
て協調を基に、事に処するに積極
敢為外に接するに懇切丁寧を旨と
し、地域の発展と住民サービスに
精一杯の努力をいたしてまいりま
すので何卒ご支援とごべんたつを
賜りますようお願いいたします。
年頭にあたり町民各位の御多幸
を祈ります。

謹賀新年

- | | |
|-----|--------|
| 町長 | 渡辺 高司 |
| 助役 | 本間 徳衛 |
| 議長 | 堀内 利市 |
| 副議長 | 遠藤 角一 |
| 議員 | 田村 鐵舟 |
| | 高橋 俊彌 |
| | 高橋 三郎 |
| | 山口 照男 |
| | 吉崎 熊誠 |
| | 海藤 惣一郎 |
| | 渡辺 政吉 |
| | 込山 孝一郎 |
| | 藤田 末治 |
| | 小林 勝一 |
| | 加藤 武雄 |
| | 本間 寅之助 |
| | 二村 忠 |
| | 岡田 長三郎 |
| | 中沢 勇平 |
| | 石黒 昭二 |
| | 山形 作市 |
| | 植浦 傳二郎 |
| | 泉井 正義 |
| | 池田 正一 |
| | (議席順) |

年頭のあいさつ



議会議長
堀内利市

町民のみなさま、明けましておめでとございます。
昭和五十三年の年頭にあたり、町議会を代表して、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。
昨年七月、改選後の議会において再び議長の重責を負うこととなり、あらためてその使命の重大さを痛感いたしております。
私は、常に町民のみなさまの声を町政に反映させることを第一に、過去の経験を生かしながら議会の公正円滑な運営と、町政伸展のために微力を注いでまいりました。
おかげをもちまして、大過なく越年することができましたことは、ひとえに町民のみなさまはじめ議員各位のご支援とご協力のたまものと、心から感謝申し上げます。

願ひますれば、昨年は低迷を続ける不況に加え、川高という異常な事態が日本経済の混乱に拍車をかけ、また、慢性的悪性インフレの中で町民生活は大きな圧迫を受け、地方財政の危機は一向に解消されず、その根本的改善の見られぬままに暮れました。
昨年は、地方自治法施行三十周年に当たり、戦後の新しい地方自治制度もひとつの区切りがつけられ、その意味では、昭和五十三年は、地方自治は新しいスタートを切る年でもあるわけでございますが、伝えられるところによりますと、地方財政は深刻化こそすれ、改善の方向に向かうことはないものといわれており、また、農政面におきましては、国の水田利用再編対策により大幅な米の生産調整の実施が予定されるなど、米単作を主軸とする農業の前途は、かつてない多難が予想されます。
一方、町民の町政に対する要望

は、ますます複雑多岐にわたっており、また、厳しい地方財政の現実を直視して、一挙に理想の実現は困難なのが現状でございます。昨年は、町民の多年の念願であった升鴻小学校の改築及び住民福祉館の建設に着手いたしました。さらには社会環境施設の整備、農工商業の振興等幾多の重要問題が累積しております。
財政難とはいえ、町民の福祉は一日もゆるがせにできないことは申し上げるまでもございません。問題は、多様化する行政要望に対するものとして何が緊急に値するかを見極めることが、為政者に課せられた重大な責務であると考えられます。
議会といたしましては、現下の難局を十分に認識し、町民の代表として、議決機関の機能を最大限に発揮しつつ、町民の福祉向上を目指し、総力を結集して当たる所存でございますので、どうかみなさまの議会に対する愛らぬごべんたつご支援を切にお願ひ申し上げます。

新春にあたり、町民のみなさまには各種災害もなく、より健康で平和な毎日が送られますことを心から祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。
千七百九十九万円となりました。なお、補正された主なものは次のとおりです。
乗用車一台 二六〇万円
輪転機一台 三七万円
老人牛乳給付事業委託料 八二万円減額
住民福祉会館用地購入費 七六五万円
成人病検診委託料四万五千円減額
水稲品質改善増収奨励補助金 一二九万円追加
地方産業育成資金 県貸付金 五〇万円追加
ハイエース一台 一〇二万円
土地開発基金(利子)繰出金 四五一万円追加
道路維持費 消耗品費 三五万円追加
排水路用地購入費 一三六万円
小学校費 水道管移転工事費負担金 五三万円
中学校費 備品購入費 教材費 測風器具 三〇万円追加

定しました。
次に、「諸願第四号、道路橋りよう整備に関する諸願」を議題とし、紹介議員の趣旨説明が行われ、紹介議員に対する質疑を行ったのち、所管の経済常任委員会に審査を付託し、併せて閉会中継続審査を決定し、本定例会は閉会しました。

今期定例会 で 議決された議案

◎町長提出議案

新潟県町村人事事務組合を組織する地方公共団体の数の増加および規約の変更について(原案可決)
町道路線の認定について(原案可決)
昭和五十二年西川町一般会計補正予算(第九号)(原案可決)
決算の認定について(昭和五十一年度西川町一般会計、西川町国民健康保険事業特別会計)(認定)
西川町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について(原案可決)

西川町町長等の給与及び旅費に
関する条例の一部改正について(原案可決)
西川町町長等の給与及び旅費に
関する条例の一部改正について(原案可決)
西川町町長等の給与及び旅費に
関する条例の一部改正について(原案可決)

補正予算(第九号)

補正予算の あらまし

このたびの補正は、国・県補助金の単価改正、事務・事業の完了見込みにより不用を生じた経費の減額、新たに急務を要する経費及び町債の内定による福祉会館用地購入費を土地開発基金に繰り戻す等を主な内容とするものであり、補正額は九千三十八万一千円となり、補正後の予算総額は十六億七

補正予算(第十号)

このたびの補正予算は、町議会議員の報酬、町長等特別職及び一般職員の給与改定に伴う補正であり、補正額は二百四十四万五千円となり、補正後の予算総額は十六億七千九百六十三万五千円となりました。

町議会 第四回定例会終わる



町議会第四回定例会は、十二月十七日招集され、提出された各議案はいずれも原案可決または認定され、十二月二十四日閉会しました。

会議録署名議員を指名、会期を二十四日までの八日間と決定しました。
次いで、町長から提出された四議案を一括議題とし、提案理由の説明が行われ、決算の認定(昭和五十一年度一般会計、国民健康保険事業特別会計)については、議員全員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置して、これに審査を付託しました。(出席議員二十名)

○第二日目(十二月二十日)
○第三日目(十二月二十一日)
この二日間は、町政に対する一般質問が行われました。
また、二十一日には、町長から特別職及び一般職の給与改定関係の議案(九件)が提出されました。(出席議員二十名、二十一日二十一名)

○第四日目(十二月二十二日)
決算を除く他の議案(十二件)の審議を行い、いずれも原案どおり可決しました。
○第五日目(十二月二十四日)
決算審査特別委員長の審査報告が行われ、提出のとおり決算を認

本会議の あらまし

○招集日(十二月十七日)

日本赤十字社から — 功労者をたたえ —

昭和五十二年における日本赤十字社増強運動については、町民の皆さんのご理解とご協力により目標を上回る一四・四パーセントの好成績で終了しました。
そこでこのほど、本運動のため特に多額の社費を納入された次の方に、その功労をたたえるため日本赤十字社から特別社員の称号と特別社員章が贈られました。

○銀色特別功労章受賞者
下山 稲葉勇太郎 殿



一月の 役場事務相談

役場事務に対する意見・要望・苦情などについて、お気軽に相談においでください。
相談員の自宅の電話番号は2512番です。電話によるご相談も歓迎します。

▼とき 一月十七日(火)午後一時から午後三時まで
▼ところ 西川町役場
▼相談員 石黒喜一郎氏



2月は7日です

住みよい西川町にするため町長に「こんなことを聞いてみたい」「こんな意見を言ってみよう」とお考えのかたはお気軽にお電話ください。

▼毎月第一火曜日
午後五時から五時二十分まで
▼電話 三二一五番

戸籍のあらまし ①

一、戸籍制度

人が生まれてから死ぬまでの間における身分関係を、公に記録して、その身分関係を公に証明することを目的とする制度が戸籍制度であって、その身分関係を記録した公正証書が戸籍です。

戸籍の謄抄本を利用することによって、国籍や、親族関係の証明が容易にできるのです。戸籍の利用なしに、私たち自らの手でこれらのことを証明しなければならぬとしたら、そのほとんどが不可能に近いことだといつていいでしょう。

戸籍制度は、このような意味で、社会生活の最も基本的な要請にこたえる機能を果たしているのです。二、戸籍のしくみ

戸籍は古くからおもに租税・徴兵・防犯などの行政の目的のためにつくられてきました。戦後、民主主義の原則が強く推進され、憲法の改正・民法の大改正などが行われ、これに伴い、戸籍法が改正されました。

これとともに一家を構成する家族をもつて一つの戸籍が編製されていきました。新戸籍では、このように一家を構成する家族制度が全く廃止され、夫婦とその間に生まれた子供ごとに編製されています。現在の戸籍は、人の身分関係の公証、つまり人が生まれたことや死亡したこと、夫婦や親子関係などを登録しておく、必要に応じてそれを証明するものです。

三、届出の効果

戸籍の届出が有効に成立するためには、届出人に届出(意思)能力があり、届出が届出人の真意に基づくものであること、届出方式が適正であることが必要です。届出は、創設的届出と報告的届出の二種類となっています。

(一)創設的届出

創設的届出については、届出は当事者の任意とされ罰則はありませんが、一定の身分上の効果の発生・変更・消滅を意図する場合には、届出をしない限りその効果を享受しないので、その意味でその者は届出を間接的に強制されます。

届出が受理されることによつて、身分関係が発生し、変更し或いは消滅します。なお、この届出に属するものとして次のものがあります。

- ①婚姻届 ②養子縁組届 ③協

議離婚届 ④協議離婚届 ⑤入籍届 ⑥転籍届 ⑦氏(名)変更届 ⑧任意認知届 ⑨協議による親権者指定届 ⑩親権(管理権)辞任届 ⑪親権(管理権)回復届 ⑫復氏届 ⑬姻族関係終了届 ⑭分籍届 ⑮国籍留保届など

創設的届出については、届出期間は定められていません。

(二)報告的届出

報告的届出については、戸籍法に定められた者が届出の義務を負い、届出は罰則をもつて強制されます。

既成の事実についての届出です。ので、受理により身分関係が発生・変更・消滅するものではありません。なお、この届出に属するものとして次のものがあります。

- ①出生届 ②死亡届 ③婚姻取消届 ④縁組取消届 ⑤離婚届 ⑥裁判離婚届 ⑦裁判離縁届 ⑧遺言認知届 ⑨裁判による親権者指定届 ⑩親権者変更届 ⑪親権(管理権)喪失届 ⑫後見開始届 ⑬後見人更迭届 ⑭後見終了届 ⑮失踪宣告届 ⑯州化届 ⑰国籍喪失届 ⑱就籍届 ⑲裁判認知届 など

報告的届出については、戸籍法に定める期間内に届け出なければならぬことになっています。

農耕用 軽油免税証の交付

例年のとおり巻財務事務所では、農業用耕うん機に使用する軽油の免税証を左記の日程により交付します。

記

一、免税証の交付日程

- (一)共同申請は、市町村役場・農業協同組合ないしは軽油販売業者等できりまとして、一月十四日まで申請することになっていきます。

(二)市町村への出張交付の日程

は次のとおりです。
ア、日時 二月二十二日 午前十時～十二時、午後一時～三時
イ、場所 西川町役場議場
(一)巻財務事務所交付は、三月四日から四月二十二日までの毎週土曜日 午前九時から十一時三十分まで行います。

二、免税申請当日持参するもの

- (一)新規申請の人
ア、市町村長又は農業委員会の発行する機械証明書
イ、同じく耕作(面積)証明書(機械の共同使用申請の場合は各人ごと)
ウ、印かん(機械の共同使用中請の場合は各人の印かん)
エ、すでに耕うん機についての使用者証の交付を受けている人

ア、免税軽油使用者証

イ、耕作証明書(共同使用者証の場合各人の証明)
ウ、印かん(共同使用者証の場合は全員の印かん)

(二)耕うん機についての使用者証の交付を受けており、今回登録している耕うん機を変更した人。およびコンバインについての使用者証の交付を受けており、今回耕うん機についても免税証の申請をする人

ア、免税軽油使用者証



イ、機械証明書
ウ、耕作証明書(共同使用者証の場合は各人の証明)
エ、印かん(共同使用者証の場合は全員の印かん)
(四)耕作の委託を受ける人
前述の書類に加え、次の書類を持参してください。
ア、委託者の耕作面積証明書(全耕作面積のうち一部の委託を受ける場合は全耕作面積と委託を受ける面積を表示)

趣味を生かして 健康作り

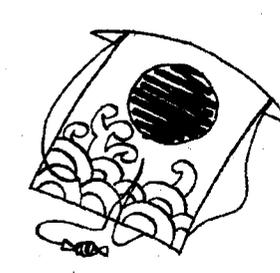
旗屋 遠藤 菊一

私は、若い時から植木に興味を持っていました。しかし、一生けん命働かなければならぬ時代には、そんな事はなかなかできませんでした。最近では農家の仕事も機械化になり、老人の野良仕事も少なくなり、少しくづつ盆栽を育て始めました。

高価なものはありませんが、今は二百鉢ほどの盆栽があります。その内、さつきが約七割です。

「さつき」は植木の中でも素人が一番簡単に育てられ、一年中美しい緑の葉が見られ、その上変化に富んだすばらしい花の咲く植物です。そして、どんなせまい庭やベランダの鉢の中でも、暑さや寒さに負けず元気に育ってくれます。

これが、「さつき」の一番よい所です。



老齢福祉 年金の

現況届を忘れずに

国民年金の老齢年金(通算老齢年金を含む)の事務は、東京の社会保険庁で行われています。年金は、みなさんが裁定請求の際に希望した金融機関を通して、年に四回(通算老齢年金は年に二回)支払われます。



忘れると年金のストップも...

